## ロッカーを利用した洗濯物の受取り及び引渡しに係る衛生措置等について

### 第1 目的

ロッカーを利用した洗濯物の受取り及び引渡し(以下、ロッカークリーニングという。)について、施設の構造設備等及び営業者が遵守すべき衛生措置を定めることにより、ロッカークリーニングに関する衛生の向上及び確保を図ることを目的とする。

### 第2 用語の定義

- 1 「下着等洗濯物」とは、クリーニング業法施行規則第1条第1号から第4号に規 定する洗濯物をいう。
- 2 「ランドリーバッグ」とは、ロッカークリーニングの際に用いる専用の袋をいう。

#### 第3 構造設備等

- 1 指定洗濯物を含まない洗濯物を取り扱う場合
  - (1) ロッカークリーニングに用いるロッカーは、クリーニング専用とし、その旨の表示をすること。
  - (2) 受取り用及び引渡し用に、それぞれ別のロッカーを設けること。
  - (3) 同一のロッカーを複数の利用者が同時に利用できない構造とすること。
  - (4) ロッカーは、密閉式で施錠できること。
  - (5) ロッカーは、周囲から汚染されない構造とすること。
  - (6) ロッカーの設置場所は、屋内とすること。やむを得ず、屋外に設置する場合は、 ロッカー内部が雨、ほこり等により汚染されるおそれのない場所とすること。
  - (7) ロッカーの設置場所は、管理に支障を及ぼすおそれがない場所とすること。
  - (8) ロッカーの設置場所には、取り扱わない洗濯物の種類、取り扱う洗濯物の種類、ロッカーの利用方法、苦情の申出先を掲示するとともに確認済証を見やすい場所に掲示すること。
  - (9) ロッカー及びランドリーバッグは、臭気、液体及び汚れが容易に漏れない構造とすること。
  - (10) ロッカー及びランドリーバッグは、不浸透性であり、消毒可能な材質とすること。
- 2 下着等洗濯物を取り扱う場合

- (1) 前項各号の要件を満たすこと。
- (2) 受け取った洗濯物については、消毒を行う旨の表示があること。

# 第4 衛生に必要な措置

- (1) ロッカーは、あらかじめ申し込んだ者のみが利用できるようにすること。
- (2) クリーニング業法施行規則第1条第5号で規定する指定洗濯物 (病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの) は、ロッカーで受取りを行わないこと。
- (3) 下着等洗濯物を取り扱う場合は、下着等洗濯物が確実に消毒できるような措置を講ずること。
- (4) 洗濯物の受取り及び引渡しは、ランドリーバッグを用いて行われるものであること。
- (5) ランドリーバッグ内の洗濯物は、ロッカーで出し入れ等行わないこと。
- (6) ロッカー及びランドリーバッグは、洗濯物の受取りの都度、清掃、消毒を行うこと。
- (7) 利用者がロッカーに洗濯物を預けてから24時間以内に回収すること。
- (8) 洗濯前に検品(種類、指定洗濯物への該当の有無、数量、汚れ、洗濯方法、価格等の確認)を行い、利用者に結果を通知すること。
- (9) 前号の検品の記録を1年間保存すること。
- (10) 洗濯物の取扱いや苦情への対応については、テレビ電話等、対面に相当する方法で行うこと。
- (11) ロッカーの開閉に係る対応等、緊急時においては、営業時間外であっても連絡がとれる体制を整備すること。